

令和6年度
保育所等入所希望者募集

〔認定こども園の幼稚園部分
を希望される方(1号認定)〕

〔対象者〕

満3歳以上で、教育を希望される方。
※認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った施設です。

〔教育・保育認定区分〕

認定区分	利用区分
1号認定	教育標準時間 (6時間程度)

※認定に際し、認定事由は必要ありません。



〔受付期間〕

1次募集 12月1日(金)〜28日(休)

2次募集 随時募集

〔必要書類〕

①教育・保育給付認定(変更)申請書兼入所申込書

②市民税額を確認できる書類(令和5年1月2日以降に転入された方のみ)

〔入園申込み〕

各認定こども園に申込みください。市が「支給認定証」を交付します。

※申請内容に変更が生じた場合、判明した時点で連絡してください。

※2月中旬〜3月下旬を目途に支給認定証および保育料決定通知書を送付

します。(6月以降の入所を希望される方については、入所希望日の2週間前を目途に送付予定です)

※各認定こども園の教育内容等については、希望する認定こども園に問い合わせください。

〔保育料の納付〕

各認定こども園の指定する方法により納付してください。(保育料は市が決定します)

〔預かり保育の無償化について〕

(預かり保育を利用する方のみ)

預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」の要件については、左記の「保育を必要とする事由」をご覧ください。

〔保育所および認定こども園の保育所部分希望される方(2・3号認定)〕

〔対象者〕

保護者が左記の事由に該当する場合、生後2カ月から最長で就学前までの乳幼児が入所の対象となります。

〔保育を必要とする事由〕

保護者について、次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的に全ての就労に対応)
- 妊娠、出産

- 保護者の疾病、障がい
- 同居または長期入院している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)

〔虐待やDVのおそれがあること〕

- 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがおり、継続利用が必要であること
- その他、右記に類する状態として市長が認める場合

〔教育・保育認定区分〕

「保育を必要とする事由」に応じ、市において認定を行います。例:「就労」による認定の場合は、左記の基準により認定します。

認定区分	利用区分	1カ月の就労時間
2・3号認定	保育標準時間 (11時間/日)	120時間以上 (※)
	保育短時間 (8時間/日)	48時間以上 120時間未満

※120時間の就労の日安⇒1カ月4週、週5日勤務であれば1日6時間の就労(父母それぞれ)

〔受付期間〕

1次募集 12月1日(金)〜28日(休)

2次募集 令和6年2月5日(月)から随時募集

※1次募集に間に合わなかった場合は、2次募集で申込みできます。

〔必要書類〕

①教育・保育給付認定(変更)申請書兼入所申込書

②保育の必要性を証明する書類(父母それぞれ)

・仕事(育休中を含む)をしている方
↓就労証明書

・妊娠出産・疾病障がい・介護看護等
↓母子手帳、診断書など状態が確認できるもの

・災害復旧↓罹災したことがわかる書類

・求職活動↓ハローワークカードの写しなど求職中であることが確認できるもの

・就学↓在学証明書、学生証、時間割などが確認できるもの

③市民税額を確認できる書類(令和5年1月2日以降に転入された方のみ)

④口座振替依頼書(保育所に入所希望の方のみ)

※申請用紙は、子ども福祉課、美都地域総務課、匹見地域総務課または入所希望保育所の窓口のほか、市ホームページからダウンロードできます。

〔入所決定〕

入所申込時等に面接を行い、後日入所の可否を決定し、通知します。

※申込者が多数の場合、市の利用調整

基準に基づき選考を行います。

※申請内容に変更が生じた場合、判明した時点で連絡してください。

※入所承諾については、2月中旬～3月下旬を目途に支給認定証および入所承諾書を送付します。(6月以降の入所を希望される方については、入所希望日の2週間前を目途に送付予定です)

※各保育所の保育内容等については、希望する保育所に問い合わせください。

〔保育料の納付〕

保育所に入所される方は、原則口座振替になります。認定こども園に入園される方は、各施設の指定する方法により納付してください。(保育料は市が決定します)

〔継続入所希望者について〕

すでに保育所に入所している乳幼児については、次年度も継続して入所を希望するかどうかを確認するため「現況届兼保育所継続入所確認書」の提出をお願いしています。関係書類は、毎年11月下旬に各保育所を通じて保護者の方に配付しています。

申問

- ・ 市子ども福祉課 保育係 (駅前ビル EAGA1階) ☎31・1380
 - ・ 市美都地域総務課 ☎52・2312
 - ・ 市匹見地域総務課 ☎56・0302
 - ・ 入所希望保育所
- (電話番号は下記のとおり)

益田市認可保育施設一覧 (順不同)

種別	保育所(園)名	定員	所在地	電話番号	開所時間(平日)
認定こども園	益田ひかり保育所	100	七尾町	☎22-1467	6:45～21:15
私立	めばえ保育園	90	東町	☎22-7343	7:00～19:20
私立	すみれ保育園	70	東町	☎23-2655	7:20～19:50
私立	豊川保育園	40	大谷町	☎22-1629	7:00～19:00
私立	真砂保育園	20	波田町	☎26-0106	7:00～19:00
認定こども園	吉田こども園	90	水分町	☎22-1730	7:15～19:30
私立	常盤乳児園	40	常盤町	☎22-0951	7:15～19:15
私立	葵保育園	90	赤城町	☎23-0530	7:15～19:15
認定こども園	まどころナーサリースクール	59	中島町	☎23-5470	7:15～19:15
私立	雪舟保育所	90	乙吉町	☎22-8658	7:15～19:15
私立	中須保育所	60	かもしま東町	☎22-3215	7:00～19:00
認定こども園	原浜保育所	130	久城町	☎23-0567	7:00～20:00
認定こども園	遠田保育園	40	遠田町	☎27-0055	7:15～19:15
私立	北仙道保育所	20	大草町	☎22-7301	7:30～19:00
私立	鎌手保育所	30	西平原町	☎27-0578	7:00～19:00
私立	高津保育園	90	高津一丁目	☎22-4217	7:15～19:15
私立	緑ヶ丘保育所	90	高津八丁目	☎23-1283	7:00～19:15
私立	うめっこハウス	1	高津四丁目	☎22-8588	7:00～19:00
私立	海に見える保育園	1	高津四丁目	☎22-8711	7:30～18:30
私立	小野保育所	20	小浜町	☎28-0045	7:00～19:00
私立	須子保育園	70	須子町	☎23-1709	7:00～19:30
私立	須子保育園 かもしま園	20	かもしま東町	☎25-7330	7:00～19:30
認定こども園	明星保育園	50	須子町	☎23-4588	7:20～19:20
私立	梅賀山保育園	20	本俣賀町	☎25-2905	7:00～19:00
私立	横田保育園	20	横田町	☎25-1001	7:00～19:00
私立	若葉保育園	30	横田町	☎25-1298	7:00～19:00
認定こども園	神田保育園	49	神田町	☎25-2094	7:15～19:15
私立	まるに保育所	20	白上町	☎28-0090	7:00～19:00
私立	川登保育園	40	川登町	☎28-1067	7:00～19:00
私立	わかくさ保育園	20	上黒谷町	☎29-0104	7:30～19:30
私立	都茂保育所	20	美都町山本	☎52-2006	7:00～19:30
私立	東仙道保育所	20	美都町仙道	☎52-2033	7:00～19:30
公立	匹見保育所	20	匹見町匹見	☎56-0023	7:15～19:15

○保育所の開所時間は延長時間を含みます。 ○上記は令和5年10月1日現在ですので、内容に変更が生じる場合があります。

令和6年度
幼稚園入園希望者募集

幼稚園は子どもが初めて出会う
学校です。

市内には3つの私立幼稚園があります。幼稚園は学校教育法に基づく「学校」として、3歳から小学校入学前までの子どもが、全国各地でも共通の教育課程（幼稚園教育要領）文部科学省告示）に基づく教育を受けられます。

市内の私立幼稚園

★益田天使幼稚園（中吉田町）

☎22・1477

★益田幼稚園（七尾町）

☎22・1041

★吉田幼稚園（元町）

☎22・0405

※教育内容等、詳しくは各園に問い合わせください。
また、各園のホームページでも確認できます。

入園申込みについて

◆幼稚園の利用を希望する場合は「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

〔入園申込み〕

入園申込みは、各園で受付けています。申込みの際の必要書類等は各園で異なりますので、希望する園に直接問い合わせください。

★いずれの園も年度の途中からでも入園は可能です。

〔教育・保育給付認定申請〕

教育・保育給付認定の申請に基づき、市が「支給認定証」を交付します。

★入園を希望する幼稚園で「教育・保育給付認定（変更）申請書」を受取り、各園へ提出してください。

★令和6年3月下旬頃に支給認定証を交付する予定です。

〔預かり保育の無償化について〕

（預かり保育を利用する方のみ）
預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

★「保育の必要性の認定」の要件については、20ページに記載している『保育を必要とする事由』をご覧ください。

★預かり保育の利用を希望する幼稚園で「施設等利用給付認定（変更）申請書」を受取り、『保育を必要とする事由』に係る書類を添えて、各園へ提出してください。

問 市子ども福祉課 保育係（駅前ビル）

EAG A 1階 ☎31・1380

令和6年度

4月からの放課後児童クラブ
入会申込みを受け付けます

市では、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、市内11小学校区に17カ所の公設の放課後児童クラブを開設しています。

放課後児童クラブは、放課後や学校休業日に小学校の活用可能な教室や小学校に隣接する専用施設等において、

専門知識を有する放課後児童支援員を配置し、保護者に代わり児童が安心して過ごせる遊びと生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

入会を希望される方は、事前の申込みが必要です。

〔対象〕

小学校新1年生～新6年生

※保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に限ります。

〔実施校区〕

益田、吉田、吉田南、高津、安田、鎌手、豊川、西益田、中西、東仙道、都茂

〔受付期間〕

12月1日（金）～28日（休）

※この期間を過ぎても申込みは受け付けますが、入会の優先順位が下がる場合があります。

※クラブの受入可能な児童数を超える申込みがあった場合は、審査および

選考となります。（原則、1年生から3年生を優先しますが、申込状況によっては待機児童となる場合があります）

〔申込方法〕

子ども福祉課または美都地域総務課窓口にて申込みを受け付けます。その際、保護者の就労証明書の提出が必要

※「募集要項」は子ども福祉課および美都地域総務課で配布します。また、ホームページにも掲載します。

〔その他〕

※現在入会中の方で、継続入会を希望される方は、この期間にクラブを通じて必要書類を提出してください。

申問

・市子ども福祉課 児童福祉係

（駅前ビル EAG A 1階）

☎31・0243

・市美都地域総務課

☎52・2312

